

高千穂町告示第63号

令和7年第2回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年4月10日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和7年6月9日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和7年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和7年6月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年6月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第7号 令和6年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第8号 令和6年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第8 議案第30号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第31号 高千穂町保育料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第32号 高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第33号 高千穂町社会福祉基金条例の廃止について
- 日程第12 議案第34号 高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止について
- 日程第13 議案第35号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第14 議案第36号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第15 議案第37号 高千穂町観光振興基金条例の制定について
- 日程第16 議案第38号 高千穂町特定農山村地域活動支援資金基金条例の廃止について
- 日程第17 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第40号 高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第41号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第20 議案第42号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第43号 令和7年度高千穂町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第44号 令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第45号 令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第24 議案第46号 令和7年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第47号 令和7年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第48号 天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び指定
管理者の指定について
- 日程第27 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議員派遣調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第7号 令和6年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第8号 令和6年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第8 議案第30号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第31号 高千穂町保育料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第32号 高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第33号 高千穂町社会福祉基金条例の廃止について
- 日程第12 議案第34号 高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止について
- 日程第13 議案第35号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第14 議案第36号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第15 議案第37号 高千穂町観光振興基金条例の制定について
- 日程第16 議案第38号 高千穂町特定農山村地域活動支援資金基金条例の廃止について
- 日程第17 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第40号 高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定
について
- 日程第19 議案第41号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第20 議案第42号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第21 議案第43号 令和7年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第22 議案第44号 令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第23 議案第45号 令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第24 議案第46号 令和7年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第25 議案第47号 令和7年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第26 議案第48号 天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び指定
 管理者の指定について
 日程第27 議案第49号 工事請負契約の締結について
 日程第28 議員派遣調査報告について

出席議員（12名）

1番 藤田 利廣	2番 田中 義了
3番 佐藤さつき	5番 板倉 哲男
6番 磯貝 助夫	7番 本願 和茂
9番 馬原 英治	10番 坂本 弘明
11番 工藤 博志	12番 富高健一郎
14番 佐藤 定信	

欠席議員（2名）

8番 中島 早苗	13番 富高 友子
----------	-----------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梶 恵志	書記 工藤 潤也
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 林 謙一
財政課長 …………… 霜見 勉	総合政策課長 …………… 佐藤健次郎
税務課長 …………… 谷川 保孝	町民生活課長 …………… 佐伯 竜也
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	工藤 久生
農地整備課長 …………… 江藤 武憲	建設課長 …………… 佐藤 峰史
会計管理者 …………… 佐藤 美和	

保健福祉総合センター所長 …………… 工藤加代子
上下水道課長 …………… 飯干 和宣
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 湯川 哲
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ておりますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和7年第2回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号9番、馬原英治議員、議席番号11番、工藤博志議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間に決定しました。

なお、会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和7年高千穂町議会第2回定例会に、議員の皆様には何かとお忙しい中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、先ほど御報告がありましたが、本町議会の坂本議長が、宮崎県町村議会議長会の会長に御就任されたとのことでございます。まずは、御就任をお喜び申し上げます。高千穂町議会の活発な議会活動も高く評価されてのことと、私たち執行部も大変喜ばしく受け止めているところでございます。今後、ますます忙しく活動されることと存じますが、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

さて、今年は例年よりも早い5月16日の梅雨入りでございました。町内では田植えが最盛期を迎えており、町内各地で代かきから田植えの風景が見られております。残念ながら農作業中の事故が相次いでおり、私自身も機械作業には十分に気をつけなければならないと、気を引き締めているところでございます。残念ながら、意図せず不慮の事故でお亡くなりになりました方々に対し、心からのお悔やみを申し上げます。

梅雨入り後、災害につながるような豪雨はありませんが、5月31日には、全国統一防災訓練の一環として、岩戸の2地区を対象に、自衛隊、警察署、消防団、西臼杵広域消防署などの御協力の下で、避難訓練と防災講話などを実施いたしました。近年では、毎年のように予期せぬ豪雨や勢力の強い台風襲来により、大きな災害も発生しております。町といたしましても、常に気象情報を把握し、人的な被災の発生につながることをないよう、迅速な情報発信に努めてまいります。

これまでも議員各位から御提案をいただきながら、災害に備える体制の整備に努めてきたところでございますが、今後とも町民の皆様方に、自助、共助の大切さや、災害に備える防災意識をさらに高めていただけるよう、啓発を強化してまいります。

冒頭、もう一件でございますが、元町議会議員の安在幸信氏が、満93歳で3月25日に御逝去されました。

町議会議員として5期20年、うち町議会議長、また副議長としての要職を務める中で、町政の発展に尽くされた功績は、広く町民の皆様が知るところであり、平成21年には、地方自治功労に当たる旭日双光章を受賞されておられます。今週末の6月13日に、御自宅を訪問し、叙位を伝達させていただく予定としております。

故安在幸信様の御功績をたたえ、感謝の意を表しますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。それでは、当面する町政の状況について御報告をいたします。

初めに、災害復旧事業の進捗状況について御報告をいたします。

まず、農地整備課所管事業につきまして、令和4年、5年の災害に関しましては、昨年度からの繰越工事により、現在も鋭意工事を進めている状況であります。現時点で、令和4年災193件のうち138件、令和5年災33件のうち11件が完了しておりますが、施工業者・労働者不足等の影響がいまだに続いている状況であります。

不落箇所を含む未発注の令和4年災15件、令和5年災6件、令和6年災12件の計33件につきましては、本年度の上半期に早期発注を図るとともに、繰越工事も含め、一日も早い完成を目指してまいります。

次に、農林振興課所管の林道施設災害復旧状況についてであります。令和4年災の復旧状況につきましては、令和6年度内に22件全て完了いたしました。令和5年災は7件中5件が完了し、残り2件を繰り越し、現在施工中であります。令和6年災は7件中6件を発注し、令和7年度に繰り越して施工中であり、残り1件は5月19日に入札を実施し、5月20日に仮契約を行い、本議会で本契約の御審議をいただく予定であります。

次に、建設課所管事業ですが、令和7年4月30日現在、令和4年災115件のうち80件が、令和5年災20件のうち16件が完了しております。また、令和4年災を30件、令和5年災を3件、令和6年災の全箇所6件を令和7年度に繰り越しており、鋭意施工中であり、また未発注の件数は令和4年災が5件、令和5年災が1件となっております。未発注の箇所につきましては、今後、早期発注に取り組んでまいります。

今後も各課におきまして、国、県等の関係機関並びに事業者等と連携し、早期の復旧・復興支援に取り組んでまいります。

続きまして、九州中央自動車道の進捗について御報告をいたします。

本年度の国土交通省直轄事業計画における、九州中央自動車道の宮崎県関連分についてであります。蘇陽五ヶ瀬道路が4億7,000万円、五ヶ瀬高千穂道路が35億円、それぞれに調査推進、用地買収推進、工事推進が計画されております。

また、高千穂雲海橋道路が1億円で、調査推進、用地買収推進が計画されております。昨年度当初予算比較では、前年度から1億3,600万円の予算増となっております。

町内の高速道路関連では、五ヶ瀬高千穂道路の押方地区で、本町最初の本線工事である（仮称）童里トンネルが、今年1月8日に貫通したところであり、工事用道路として令和5年度から、町道薑谷線の改良工事を国土交通省のほうで進めていただいております。今年度完成予定であります。また、花の群地区及び竹の下地区においても、今年度工事用道路が建設予定でございます。

今後の発注見通しの情報として、五ヶ瀬高千穂道路「新高千穂大橋」橋梁詳細設計業務や越次トンネル新設工事、高千穂雲海橋道路1号トンネル地質調査業務などが公表されております。

また、九州中央自動車道の平底蔵田間においては、令和7年度には計画段階評価を進めるための調査である概略ルート、構造の検討が進められます。

令和5年度から国主導の下、九州中央自動車道高千穂インターチェンジ周辺整備検討会を設立し、高千穂インターチェンジ予定箇所周辺を活用した地域活性化策について、検討を行ってまいりました。

今年度からは、九州中央自動車道がもたらす観光産業や物流・人流による活性化のほか、災害に強い道路ネットワークや救急搬送時間の短縮効果等、ストック効果が最大限発揮でき、また、まちなか複合拠点と新たな道の駅が連携して、高千穂町が有する様々な魅力ある資源をつなぎ、地域活性化を図れるように町が主体となって関係機関と連携し、さらに詳細な検討や比較、ニーズ調査を行い、基本構想の策定を行ってまいりたいと考えております。

今月6月14日土曜日には、昨年度も実施いたしました、九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会主催の総決起大会を1,000人規模で、高千穂町武道館にて開催する計画であります。西臼杵沿線地域の熱意を地域内外にアピールし、早期整備、完成を目指してまいります。

議員の皆様方にも御案内を差し上げておりますので、御参加の上、共に大会を盛り上げていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、台湾花蓮市姉妹都市盟約5周年記念行事について御報告をいたします。

昨年度開催を予定しておりましたが、台湾花蓮市姉妹都市盟約5周年記念行事ですが、昨年4月3日に台湾東部沖地震が発生したことにより、本年度に延期し、今月の3日と4日に開催いたしました。

6月3日の午後1時頃に、魏嘉彦花蓮市長ほか11名で町長室を表敬訪問され、その後は高千穂峡で盟約記念碑を御覧になり、ボートなどを楽しまれました。午後5時30分からは議員の皆様

様も出席された歓迎レセプションで交流を深め、高千穂牛などの料理を堪能いただきました。レセプションの中では、昨年の正調刈干切唄全国大会のグランドチャンピオン、飯干彩有さんによる刈干切唄の歌唱や、下組神楽保存会による戸取りの舞などが披露され、大変喜んでいただいたところであります。次の日は、あまてらす鉄道や天岩戸神社などを観光され、本町を後にされました。

今後も観光、文化、経済、教育など様々な分野で交流を促進していきますので、議員の皆様の御協力をお願いいたします。

次に、観光客の入り込み状況について御報告いたします。

まずは、令和6年の観光統計についてであります。観光客の入り込み総数は156万9,950人で、対前年比25万7,050人、19.6%の増となっております。交通機関別に見ると、貸切りバスは17万2,700人で、対前年比3万600人、21.5%の増、乗用車は137万2,100人で、対前年比22万1,300人、19.2%の増、路線バスは2万5,150人で、対前年比5,150人、25.8%の増であります。レンタカー台数も前年比28%の増となっており、福岡や熊本ナンバーのレンタカーが増えている傾向にあります。

観光客による消費額は91億7,697万9,000円で、対前年比21億9,819万円、31.5%の増、宿泊者数は31万1,000人で、対前年比7万6,300人、32.5%の増でありました。外国人観光客の入り込み数は10万5,570人、対前年比2万2,570人、27.5%の増となっております。

次に、ゴールデンウィークにおける観光客の入り込み状況についてであります。

本町の入り込み客数は、4月26日から5月6日までの11日間で9万8,690人、対前年比6,710人、7.3%の増となりました。期間の前半は、飛び石連休の影響もあり、観光客は昨年並みであり、後半の5月3日からは天気にも恵まれ、連日多くの観光客に訪れていただきました。

飲食店や宿泊施設の不足や観光駐車場への誘導、渋滞の緩和、高千穂峡から観光駐車場への交通手段の確保などの課題もございます。観光協会等の関係者と協議しながら、一つ一つ解消に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様の御助言、御協力をお願いいたします。

次に、観光イベントについて御報告いたします。

4月19日、20日にルート10モータークラブ主催で、今回が3回目となる「ひむかりー」が林道道元越戦、親父山五ヶ所線をコースとして開催されました。

5月2日には五ヶ所で、祖母山山開き前夜祭、5月3日には祖母山山開きと豊後大野市のLAMP豊後大野で安全祈願の神事が行われました。天候にも恵まれ、今年も多くの方が登山を楽しんでおられ、日本百名山である祖母山の魅力を再確認したところでありました。

またゴールデンウィーク中には、神社の春季大祭なども各地域で開催されました。

5月18日には、神都高千穂観光大使で、バレエダンサーの西島数博さん主演・演出の「スーパー神話音楽劇、ドラマティック古事記、神々の愛の物語、高千穂町武道館特別公演」を開催しました。市川森一先生が描かれた壮大なスケールの神話絵巻を、語り、舞踊、歌、和太鼓、バレエなどの各界の第一人者が舞台上で表現されました。集まった約400名の観客も幻想的な世界に魅了され、来場者からは、芸術性の高いすばらしい舞台だったなどの感想もいただきました。

今後も神都高千穂観光大使の皆様と連携しながら、様々な形での情報発信を行っていきたいと考えております。

今後のイベントといたしましては、8月31日にサルタフェスタ、10月25日に正調刈干切唄全国大会、2月11日に建国祭が開催される予定であります。

次に、町民の皆様と町内商工業者の支援を目的に、昨年を引き続いて、支え合おう高千穂！全力応援商品券として、全町民の皆様へ、お一人5,000円の商品券を5月28日から発送しております。商品券の利用期間は、6月2日から9月30日までとなっております。

物価の高騰が続く中で、町民の皆様への支援や町内消費を喚起するための取組を行ってまいりますので、理解の皆様方の御協力をお願いいたします。

次に、高千穂高校魅力化についてであります。

宮崎県教育委員会が高千穂高校において、全国から生徒を募集する全国枠を導入し、一般入試1名を含め10名の生徒が入学を果たす結果となりました。また、進学実績においても、国公立大学に14名の合格者を出し、難関私立大学にも合格者を出すなど、大変喜ばしい結果となりました。さらに就職においても、例年より多い13名が西臼杵郡内での就職を選択されました。

これも民間の塾と連携した学力向上支援や、地域の企業と連携した活動を継続してきた成果の一つだと考えております。引き続き、西臼杵3町と高千穂高校とで連携して、さらなる高校の魅力化に努めてまいります。

最後に、高千穂中学校建設事業についてであります。令和6年2月に、高千穂中学校移転新築検討委員会から、移転先候補地として高千穂温泉跡地を選定するとの答申を受け、令和6年度に必要な予算を計上し、事業着手に向けての準備を進めてきたところであります。

しかしながら、中学校建設についての町民の皆様への丁寧な説明や意見聴取の機会が不足していたことや、検討委員会の答申とは異なる場所への要望などもあり、改めて説明と合意が必要と判断し、関係各課の職員でワーキンググループを組織し、私町長、教育長を含めた庁舎内会議で協議を行い、資料作成や追加調査等の作業を進めてきたところであります。

その後、ある程度詳細な検討資料等ができたことから、中学校建設検討委員会及び要望団体に対する中間報告会をそれぞれ開催し、様々な御意見をいただいたところであります。また、町民

の皆様には、令和7年3月29日と4月1日には、役場大会議室、4月2日に岩戸出張所、3日に上野出張所、4日に田原出張所におきまして、私町長、教育長、教育委員会をはじめ関係職員が出席しまして、中間報告会を開催したところであります。各会場、50人前後の出席者があり、様々に御意見をいただいたところであります。

議員の皆様方にも、それぞれに御出席をいただきまして、ありがとうございました。

中間報告会では、出席者向けにアンケートを行っており、現在、結果の集計、考察を行っております。このアンケートを参考に、今後、18歳以上の全員を対象に改めてアンケートを行い、意見聴取した上で、建設検討委員会及び要望団体、そして町民の皆様への説明と、最終的な町の方針の公表をしてみたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第7号

日程第6. 報告第8号

日程第7. 報告第9号

日程第8. 議案第30号

日程第9. 議案第31号

日程第10. 議案第32号

日程第11. 議案第33号

日程第12. 議案第34号

日程第13. 議案第35号

日程第14. 議案第36号

日程第15. 議案第37号

日程第16. 議案第38号

日程第17. 議案第39号

日程第18. 議案第40号

日程第19. 議案第41号

日程第20. 議案第42号

日程第21. 議案第43号

日程第22. 議案第44号

日程第23. 議案第45号

日程第24. 議案第46号

日程第25. 議案第47号

日程第26. 議案第48号

日程第27. 議案第49号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、報告第7号から日程第27、議案第49号までの報告3件、町長提出議案20件、合計23件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、報告3件、条例議案13件、補正予算5件、その他2件の合計23件であります。

まず、報告第7号令和6年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。第1回定例会で議決いただいた繰越明許費と補正第8号で専決処分した繰越明許費補正につきまして、計算書のとおり令和7年度にその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第8号令和6年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和6年度高千穂町一般会計において、3事業で事故繰越しがあり、計算書のとおり令和7年度にその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第9号専決処分の報告についてであります。令和6年第2回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、変更契約を5月12日に専決処分しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、議案第30号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の税率につきまして、宮崎県国民健康保険運営方針により、県内全ての市町村において3方式とすることを目指し、令和6年度以降、移行可能な市町村から随時移行することとしております。

本町は4方式による算定を行っているため、3方式移行に向け、令和6年度より資産割を段階的に引き下げ、令和9年度に3方式導入を予定しております。資産割の引下げに伴い、均等割を引き上げて調整を行うものです。

また、被保険者数減少やそれに伴う課税所得の減少の一方、医療費が増加し、国保財政が厳しさを増していることから、必要最小限の改正を御提案させていただくことといたしました。

この改正案につきましては、令和7年5月22日の高千穂町国民健康保険運営協議会において承認の上、答申をいただいております。

御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第31号高千穂町保育料条例の一部改正についてであります。宮崎県が、今年度

から経済的な負担を軽減することを目的として、第2子保育料負担軽減事業を実施することに併せて、本町の保育料条例を改正するものです。

今回の改正では、現在、ゼロ歳から2歳児の第2子の利用者負担額を2分の1から4分の1に軽減するものであります。

次に、議案第32号高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。現行では、独り親であった方が、子供が20歳になった後は、寡婦医療助成の対象者となりますが、今回、子供が20歳を超えてから独りになられた方との公平性や他市町村の状況等を鑑み、対象者の年齢を70歳未満とする改正を行うものであります。

次に、議案第33号高千穂町社会福祉基金条例の廃止についてであります。この基金は、平成元年に高齢者や障害者の在宅福祉の充実と健康づくり増進を図ることを目的として、交付税に算入する形で交付されたことにより、取崩し型の基金として創設したものであります。

高齢者福祉、障害者福祉の事業に活用し、平成6年に最終的な基金取崩しにより残高がゼロとなっていたため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第34号高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止についてであります。本条例につきましては、国民健康保険直営診療所の施設整備及び運営に係る財源に不足を生じたときの財源に充てることを目的に創設されたものであります。

運営や施設に関する財源として活用し、平成7年に最終的な基金取崩しを行っていることと、平成10年度末で直営診療所が廃止され、民間への委託となっていたことにより、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第35号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についてであります。田井本地区の経営統合に伴う料金改定を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第36号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。令和6年1月に発生した能登半島地震で、指定工事店自体も多く被災し、工事を行うことができる指定工事店が不足し、復旧が遅れたことを踏まえ、条例に係る技術的助言となる標準下水道条例が一部改正されたことに併せて、本条例を改正するものであります。

次に、議案第37号高千穂町観光振興基金条例の制定についてであります。本条例につきましては、観光団体等から頂いた用途指定の寄附金等を適正に管理し、観光振興事業に充てていくため基金を創設するものであります。基金の創設により、観光振興を持続的に推進するための財源を確保し、観光振興事業により本町の魅力を高めていくため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第38号高千穂町特定農山村地域活動支援資金基金条例の廃止についてであります。本条例につきましては、平成6年度に制定された高千穂町農林業活性化基盤計画に基づき、

ソフト活動を効果的に推進するため、地域の課題及び活性化の目標方向を明確にし、農林業の振興と地域就業機会の増大、農林業等を担う人材の育成確保、地域活性化の基礎的条件を整備することを目的とした基金条例であり、所期の目的を達成したため、廃止するものであります。

次に、議案第39号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。本町では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等に基づき、令和7年度末までに、標準化基準に適合した情報システムへの移行を進めているところであります。

システムの標準化に伴い、住民として住民基本台帳に登録されていない者の登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなりましたが、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として、条例に定める必要があるとの見解が国から示されております。

本町の宛名管理システムも当該機能を有しており、独自利用を行う事務等について条例の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定についてであります。本条例は、行政手続を書面等で行うことが定められている場合であっても、個別の法令を改正することなくオンライン化を可能とするもので、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化に資することを目的として制定するものであります。

次に、議案第41号高千穂町手数料徴収条例の一部改正についてであります。今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、本町の基幹業務システムを本年8月に標準準拠システムへと移行することに伴い、町が交付しております各種証明書等の様式が全国統一の標準様式に変更となることから、税務課で交付しております固定資産の名寄せ帳証明書の手数料を改めるとともに、併せて交付する証明書の記載内容の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に基づき、本条例別表中の選挙長・開票管理者、投票所の投票管理者等、選挙執行に携わる者に係る報酬等の改正のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号から議案第47号までの補正予算議案5件につきまして御説明いたします。

議案第43号令和7年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に4億1,479万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を97億8,879万8,000円とするものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費や総務費、民生費、商工費、土木費、教育費、災害復旧

費の増が主なものとなっております。

主な事業は、総務費でU I J ターン推進事業、民生費で定額減税不足額給付金、商工費で共創モデル実証運行事業、観光振興基金積立金、土木費で河川維持工事、教育費で学校給食費援助負担金、災害復旧費で過年発生の河川災害復旧工事等となっております。

歳入では、国庫支出金、県支出金、財産収入、地方債等を計上しております。

議案第44号から第47号までの各特別会計及び各公営企業の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の増減が主なものとなっております。

次に、議案第48号天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定についてであります。公の施設の設置目的を効果的に達成し、民間活力を生かした公共施設等の管理運営を行うため、高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、一般社団法人いわとむらを天岩戸交流センターあまてらす館の公の施設に係る指定管理者として、指定させるものであります。

次に、議案第49号工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和7年度過年発生林道施設災害復旧事業、奥地、高千穂・日之影線、地滑り防止工事の契約締結に伴います議案であり、仮契約を交わしたものに付きまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

詳細につきましては、報告3件を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、議案第30号から第34号、第44号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 福祉保険課所管の議案6件につきまして御説明いたします。

初めに、議案集2、条例の3ページを御覧ください。

議案第30号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

この条例改正は、第3期宮崎県国民健康保険運営方針を受けまして、現行の保険税の算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除く3方式に移行させるため、段階的に資産割の減額を行うものであります。

4ページを御覧ください。

今年度の主な改正内容としましては、資産割税率のうち医療給付費分を5%、後期高齢者支援金分を1.5%、介護納付金分を2%引き下げ、その減額分の補填としまして、被保険者数の減

少と医療費の増額等に伴う財源確保のため、被保険者均等割額について、合計年額で3,900円を引き上げさせていただくものであります。

なお、今回、国民健康保険準備積立基金からの繰入れを970万円程度を想定した上での算定を行っております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、5ページを御覧ください。

議案第31号高千穂町保育料条例の一部改正について御説明いたします。

今年度より、宮崎県が第2子保育料負担軽減事業を実施することに伴いまして、第2子の利用者負担額を現行の2分の1から4分の1に軽減する条例改正を行うものです。軽減分の4分の1につきましては、県と町で8分の1ずつ負担することとなります。

次に、7ページを御覧ください。

議案第32号高千穂町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について御説明いたします。

現行制度の助成対象は、独り親であった方で子供が20歳以上となった方で、年齢の要件はございませんが、子供が20歳を超えて独りになられた方との公平性と、助成事業を実施しています県内の自治体は、おおむね60歳から70歳未満の方を対象としていることから、今回、対象者の年齢を70歳未満とさせていただく改正です。

受給者証の年度更新に併せまして、8月1日からの適用を予定しております。

次に、9ページを御覧ください。

議案第33号高千穂町社会福祉基金条例の廃止について御説明いたします。

この条例につきましては、平成元年に地域の福祉事業の推進を目的に、交付税により予算措置されたため、基金を設置したものであります。

高齢化や核家族化もあり、福祉サービスの需要が増加する中、当該基金を高齢者や障害者福祉の事業に活用しており、平成6年度に最終的な取崩しをしておりますので、今回、条例を廃止するものであります。

次に、11ページを御覧ください。

議案第34号高千穂町国民健康保険直営診療所積立基金条例の廃止について御説明いたします。

この条例につきましては、直営診療所の施設整備や運営の財源不足が生じた際の財源に充てることを目的に制定されたものです。

直営診療所勘定の剰余金から基金へ積立てを行ってございましたが、外来者数等の減少による診療収入の減や施設の改修等ありまして、基金を財源として対応してございました。平成7年に最終の基金取崩しを行っております。平成11年4月に高千穂町田原診療所の管理等に関する条例が制定されたことに伴い、民間への委託方式となり、併せまして、高千穂町国民健康保険直営診療所条例が廃止されておりますことから、今回、当該基金条例を廃止するものです。

次に、議案集3、補正予算の31ページを御覧ください。

議案第44号令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万8,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億8,619万8,000円とするものであります。

32ページ歳入から御説明させていただきます。

県支出金25万4,000円の増は、制度改正に伴いますシステム改修等に対する保険給付費等交付金を増額するものです。

繰入金の他会計繰入金61万4,000円の増は、一般会計からの繰入れを増額するものであります。

33ページ歳出であります。総務費62万8,000円の増は、人事異動による福祉保険課国保系の職員手当などの人件費及び制度改正に伴うシステム改修委託料の増額です。

保険事業費24万1,000円の増は、保健福祉総合センターの管理運営費で職員手当などの人件費の減額と玄関前に手すりを設置する工事請負費の増額によるものです。

予備費につきましては、一般管理費への組替えによるものです。

35ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案6件につきまして御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第35号、第36号、第45号、第47号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 上下水道課所管の条例改正議案2件と補正議案2件について御説明いたします。

議案第35号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についてであります。議案集2、条例の13ページを御覧ください。

高千穂町簡易水道給水条例の一部改正をしたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

14ページを御覧ください。

田井本地区の簡易水道経営統合に伴う料金改定を行うため、別表第3、簡易水道区分の欄中、中瀬地区の次に田井本地区を加え、同表、田井本地区の項を削除いたします。

この条例は公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第36号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。同じく議案集2、条例の15ページを御覧ください。

高千穂町下水道条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、

議会の議決を求めるものであります。

16ページを御覧ください。

令和6年1月に発生した能登半島地震で排水設備等が多く破損し、指定工事店自身も多く被災したため、工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れたことを踏まえ、条例に係る技術的助言となる標準下水道条例が一部改正されたことに併せて、本条例につきましても一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第6条第1項の次に、「ただし、災害そのほか非常の場合において、町長がほかの市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、ほかの市町村長の指定を受けた指定工事店が工事を行うことができる」を追記しております。

この条例は公布の日から施行し、改正後の高千穂町下水道条例の規定は、令和7年4月22日から適用いたします。

続きまして、議案第45号令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。議案集3、補正予算の45ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,747万8,000円とするものであります。

46ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金の270万円の減額は、職員給与の減額と固定資産台帳作成費用の長期債利子償還額の確定によるものです。

諸収入、雑入の500万円の増額は、県道竹田五ヶ瀬線原山工区県道改良工事に伴います五ヶ所簡易水道施設配水管仮設工事の補償金になります。

47ページの歳出につきましては、衛生費、簡易水道費の80万3,000円の増額は、職員給与の減額と県道竹田五ヶ瀬線道路改良工事に伴います配水管仮設工事の追加によるものです。

公債費の149万7,000円の増額は、固定資産台帳作成費用の長期債利子償還額の確定によるものです。

詳細につきましては、49ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

続きまして、議案第47号令和7年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）であります。同じく議案集3、補正予算の75ページを御覧ください。

第2条のとおり、収益的収入及び支出について、水道事業費用の営業費用を540万9,000円増額し、補正後の支出の総額を1億5,322万円とするものであります。

76ページの予算実施計画補正（第1号）の支出のとおり、営業費用の配水及び給水費を608万円増額、総経費を67万1,000円減額し、合計540万9,000円の増額とするものであります。

職員の人事異動に伴います給与関係の補正であります。職員給与費は、予算第7条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費であり、75ページの第3条のとおり540万9,000円増額し、5,833万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、77ページ以降にキャッシュフロー計算書、給与費明細補正、貸借対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の条例改正議案2件と補正議案2件につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福祉保険課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。自席からの発言を許します。福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 失礼します。先ほど御説明させていただきました、議案第44号令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算の第1号の説明内容につきまして、今回の補正の金額を86万8,000円を減額する旨の説明を先ほど行ったところでありますが、正しくは86万8,000円を追加しまして、歳入歳出の合計が17億8,619万8,000円となるものの補正でありましたので、訂正のほうをよろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、議案第37号について、企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 企画観光課所管の議案1件につきまして御説明いたします。

議案第37号高千穂町観光振興基金条例の制定についてであります。議案集の2、条例の17ページを御覧ください。

本件につきましては、昨年の末に一般社団法人高千穂町観光協会から、観光振興に役立ててほしいと1,000万円の寄附がございました。このような用途指定の寄附金等を観光振興事業に充てていくために、基金を創設するものであります。

18ページを御覧ください。

条例第1条の各号に基金の財源を充てる事業を規定しており、第3条と第4条は、有利な方法にある現金の管理義務、運用益金の処理について規定しており、本条例は公布の日から施行するものでございます。

本条例の制定により、観光振興を持続的に推進するための財源が確保できるとともに、充当事業により、本町の魅力を高めていきたいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたし

ます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第38号について、農林振興課長。

○農林振興課長（工藤 久生課長） 議案第38号高千穂町特定農山村地域活動支援資金条例の廃止について御説明申し上げます。

条例議案集は19ページでございます。

高千穂町特定農山村地域活動支援資金条例を廃止したいので、法の定めにより、議会の議決を求めるものであります。

本基金は、平成6年度に制定された高千穂町農林業活性化基盤計画に基づき、ソフト活動を効果的に推進するため、地域の課題及び活性化の目標方向を明確にし、農林業の振興と地域就業機会の増大、農林業等を担う人材の育成確保、地域活性化の基礎的条件を整備することを目的とした基金でありました。

平成11年度に、県から特定農山村総合支援事業補助金1,000万円を頂き、町の一般財源と合わせて1,491万5,000円の基金を増生し、毎年基金利子を積み立てながら基金運用を行ってまいりました。

また、平成11年度より5年間、毎年234万6,000円から388万1,000円を基金から一般会計に繰り入れながら、事業を行っていたようであります。その内容は、集団育成事業補助金などの補助金が5年間で811万円、新規作物導入委託や新規作物試験展示圃設置委託、ランキュラス・デルフィニウム試験展示圃設置委託、地場産・チップ材堆肥試験委託などの委託料が229万3,000円、農作物耕種基準表作成負担金56万1,000円、残りはそれに伴う事務費で総額1,493万2,000円の事業を行っております。

平成11年3月31日、条例第5号で制定しました本基金条例を初期の目的を達成したため、廃止するものでございます。

以上、条例案件1件につきまして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第39号、第40号、第42号について、総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） それでは、総務課所管の議案3件につきまして御説明いたします。

2、条例議案集の21ページを御覧ください。

初めに、議案第39号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本町では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律並びに地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合した情報システムへの移行を進めているところであります。

システムの標準化に伴い、一元的に住民として住民基本台帳に登録されていない者の登録管理

を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなりましたが、この機能を取り扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示されております。

本町の宛名管理システムも当該機能を有しており、独自利用を行う事務等について条例の整備を行う必要があるため、改正を行うものであります。

22ページから24ページを御覧ください。

改正の内容は、第4条の次に第5条として、特定個人情報を提供することができる場合として要件を定め、別表第1に、独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加し、別表第2及び別表第3に、特定個人情報の町内連携及び地方公共団体の他機関への情報連携を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものであります。

この改正は、公布の日から施行するものであります。

25ページを御覧ください。

次に、議案第40号高千穂町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例は、町への申請や届出などの行政手続を書面等で行うことが定める場合であっても、個別の法令を改正することなくオンライン化を可能とするもので、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化に資することを目的として制定するものであります。

26ページから30ページを御覧ください。

第1条では条例制定の目的について、第2条では用語の定義について、第3条及び第4条では電子情報処理組織、いわゆるインターネット等の利用による申請等と処分通知等について、第5条及び第6条では電磁的記録、いわゆるデジタルデータによる縦覧等と作成等について、第7条では適用除外について、第8条では添付書面の省略について、第9条では情報通信技術を利用した行政手続等に関する状況の公表について定めております。

この条例は公布の日から施行するものであります。

33ページを御覧ください。

次に、議案第42号高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改正されたことに基づき、本条例別表中に規定する報酬額について改正するものであります。

34ページを御覧ください。

別表中、選挙長・開票管理者、現行「1万800円」を「1万2,200円」へ、投票所の投

票管理者、現行「1万2,800円」を「1万4,500円」へ、期日前の投票管理者、現行「1万1,300円」を「1万2,800円」へ、投票所の投票立会人現行「1万900円」を「1万2,400円」へ、期日前投票所の投票立会人、現行「9,600円」を「1万900円」へ、選挙・開票立会人、現行「8,900円」を「1万100円」へ改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

以上、総務課所管議案3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第41号について、税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 税務課提出の議案第41号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

議案集2、条例の31ページからになります。

今回の改正は、令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本町の基幹業務システムを本年8月に法律で定める標準化基準に適合した情報システムである標準準拠システムに移行することに伴い、町が交付しております各種証明書等の様式が全国統一の標準様式に変更となりますが、税務課が交付しております証明書の中には、様式と用紙サイズの変更により交付する枚数が増え、現行の条例では手数料が増額となるものが生じるため、手数料の公平性を確保する観点から手数料の規定の一部を見直し、交付申請をされた方の負担が過度に増えないよう、手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、税務課が交付しております固定資産の名寄せ帳証明書の手数を申請1件につき交付枚数2枚まで300円、3枚以上は1枚増えるごとに100円を加える、交付枚数に応じて料金を徴収していたものから、枚数にかかわらず申請1件につき300円で交付するよう改めるとともに、併せて交付する名寄せ帳の記載内容につきまして、名寄せ帳の謄本または抄本の交付となっているものを、現在の名寄せ帳の交付の実態に合わせ、謄本または抄本の部分を削除し、名寄せ帳の交付と改めるものであります。

以上の改正を標準準拠システムのサービスの開始と同日の令和7年8月25日より施行したいことから、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第43号、第49号について、財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、財政課所管の議案2件につきまして御説明いたします。

議案集3、補正予算の5ページを御覧ください。

初めに、議案第43号令和7年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,479万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を97億8,879万8,000円とするものであります。

また、第2条で地方債の補正を行っています。

まず、6ページ歳入からであります。

国庫支出金3億5,177万4,000円の増は、過年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金2億7,237万7,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,113万4,000円、地域公共交通確保維持改善事業補助金2,729万8,000円などです。

県支出金1億440万8,000円の増は、宮崎ひなた暮らし実現応援事業補助金397万5,000円、宮崎グリーン農業拡大加速化事業補助金447万1,000円、過年発生農地農業用施設災害復旧事業費補助金9,521万1,000円などです。

財産収入1,378万8,000円の増は、立木売払収入です。

繰入金7,817万2,000円の減は、財政調整基金繰入金です。

町債2,300万円の増は、過年発生道路橋梁河川災害復旧事業債です。

次に、7ページからの歳出であります。

議会費42万7,000円の増は、人件費です。

総務費855万8,000円の増は、企画費のUIJターン推進事業費594万7,000円が主なものです。

民生費2,565万3,000円の増は、令和6年中の所得額確定に伴う定額減税不足額給付金4,196万円が主なものです。

衛生費349万7,000円の減は、人件費です。

農林水産業費663万6,000円の減は、環境に配慮した農業推進協議会補助金512万9,000円、人件費の減が主なものです。

商工費3,947万6,000円の増は、共創モデル実証運行事業2,903万2,000円、観光振興基金積立金1,000万円が主なものです。

土木費3,363万8,000円の増は、河川維持工事費2,984万2,000円が主なものです。

消防費10万8,000円の増は、人件費です。

教育費1,862万9,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した学校給食費援助負担金862万6,000円が主なものです。

災害復旧費2億9,844万2,000円の増は、過年発生道路橋梁河川災害復旧事業です。

8ページに地方債の補正を、9ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第49号工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案集5、請負契約の3ページを御覧ください。

今回の工事の入札執行に当たりましては、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名審査会において指名業者を選定し、5月19日に指名競争入札を行い、落札業者を決定し、5月20日、仮契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約内容につきましては、4ページを御覧ください。

契約の目的は、令和7年度過年発生林道施設災害復旧事業、奥地、高千穂・日之影線、地滑り防止工事。

工事場所は、高千穂町大字押方字小谷内。

契約金額は、2億900万円。

契約の相手方は、高千穂町大字上野1126番地、株式会社工藤興業代表取締役工藤勝利氏であります。

以上、財政課所管の議案2件の説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第46号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） 保健福祉総合センター所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案第46号令和7年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の3、補正予算59ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ974万8,000円を減額し、補正後の予算総額を15億653万8,000円とするものであります。

補正の内容につきまして御説明いたします。

まず、62ページの歳入ですが、国庫支出金が70万1,000円、支払基金交付金が69万4,000円、県支出金が35万1,000円、繰入金が800万2,000円の減額であります。

次に、63ページの歳出ですが、総務費が765万1,000円の減、地域支援事業費が271万7,000円の減、予備費が62万円の増で、歳入歳出合わせまして人事異動に伴う人件費の減額でございます。

65ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センター所管の補正予算議案につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第48号について、建設課長。

○建設課長（佐藤 峰史課長） それでは、建設課所管議案1件について御説明いたします。

議案第48号天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集は4、指定管理になります。

天岩戸交流センターあまてらす館は、令和3年2月に完成し、当初は地域おこし協力隊1名と会計年度任用職員1名で運営を行っていましたが、令和5年度は地域おこし協力隊の期間満了に伴い、会計年度職員のためのみの運営となり、サービスの低下、利用者や自主イベントの減少など、施設の目的を達成できないことが懸念されましたので、民間事業者等への運営権の移転を模索しておりました。

このような中、岩戸地区のまちづくりや地域活性化のための事業等に取り組む法人が設立されましたので、令和6年度より運営管理業務委託契約を締結し、あまてらす館の運営をお願いしておりました。

業務委託期間中は、利用者数が当初と比べ約10倍になり、また、祝日、休日、年末年始も施設を開館することで、地域住民や観光客の多くのニーズに対応できる施設運営となりました。

また、令和7年3月27日に、天岩戸交流センターあまてらす館公共施設等運営権者について指名審査会を開催し、審査を行い、経営状況等に問題がなく安定していること、施設運営の趣旨が明確であり、町が掲げている施設の目的達成が見込めること、岩戸地区の活性化に取り組んでいることなどを理由に、一般社団法人いわとむらを公共施設等運営者の候補者としたところです。

令和7年第1回定例会において議決をいただきました、天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の第14条にありますように、町長は、あまてらす館の管理運営上、必要があると認めるときは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等促進に関する法律第16条の規定により、選定事業者に係る公共施設等運営権を設定することができ、また、一体的な施設の運営と管理確保と効率化を図るために、地方自治法第244条の2第3項に基づき、公共施設の管理について、指定管理制度も活用することができるとなっております。

以上のことから、公の施設の設置目的を効果的に達成し、民間活力を生かした公共施設等の管理運営により、多様化する住民サービスの質の向上と持続的な提供に向けて取り組んでいくために、天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例第14条の規定と、高千穂町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の第4条の規定により、一般社団法人いわとむらを天岩戸交流センターあまてらす館の公共施設等運営権の設定及び公の施設に係る指定管理者に指定させるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定に

ついて議会の議決を求めるものであります。

以上、議案1件についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、報告3件につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第7号から日程第27、議案第49号までの報告、議案、合計23件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第30号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第30号の熟読のため、11時50分まで休憩いたします。

午前11時43分休憩

.....

午前11時49分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8、議案第30号の条例改正議案1件を議題とし、質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。また、質疑が議案に対する提言や議題以外の質問にならないようお気をつけください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第30号の委員会付託を行います。

お諮りします。議案第30号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号については、文教厚生常任委員会に付託して審査を行うことに決定しました。

日程第28. 議員派遣調査報告について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第28、議員派遣調査報告についてを議題とします。

まず、総務産業常任委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表、馬原英治議員、登壇願います。

○総務産業常任副委員長（馬原 英治議員） 行政調査報告を行います。

総務産業常任委員会では行政調査を行いましたので、高千穂町会議規則第41条の規定により報

告します。

令和7年4月13日から15日の3日間、総務産業委員7名、事務局1名で、東日本高千穂会、農林水産省及び江藤農林水産大臣に要望書提出と意見交換を行い、宮崎県選出国會議員への表敬訪問をしました。

4月13日早朝に出発して、午後12時から15時まで東日本高千穂町会に出席。

昨年に続き、皆さんに歓迎を受けました。会場でふるさと高千穂町の状況説明、ふるさと納税へのお願い、実家が空き家であれば高千穂町の空き家バンクへの登録を依頼しました。

皆さんは高千穂町が全国的知名度になり、喜びと誇りを感じておられ、会場では高千穂での思い出話に花が咲きました。

出席者の皆さんの今後の御活躍と健康を心から願い、会場を後にしました。

4月14日は農水省へ要望書提出と意見交換会を行い、要望書の内容は次のとおりです。

1、持続可能な中山間地域農業の所得向上につながるような施策を講じるとともに、新規就農者への総合的な支援取組を行うこと。

2、過疎化に伴う人口減少により、地域形成による集落間での連携が重要となるため、棚田地域振興活動等、各種加算措置を恒久法として取り組むこと。

3、畜産農家の経営安定に向けて、子牛導入・飼料購入等に係る補助金の拡充を図ること。また、国産牛肉の消費拡大に向けて取り組むこと。

4、災害復旧工事について、全国一律ではなく中山間地特有の条件不利を検討すること。

5、森林整備や基盤整備・品質・性能の確かな木材製品供給など、持続可能な森林・林業・土木産業の確立等を図るために必要な予算措置を十分に確保し、再生林に積極的な自治体に対して配分をすること。

6、地域計画の事務手続等の簡素化を図ること。

以上を要望し、各テーマごとに要望に対する回答と意見交換を行いました。

テーマ1、鳥獣対策、中山間地域の所得向上、中山間地等直接支払制度。

午前10時から10時50分まで。

テーマ2、新規就農者対策、地域計画手続簡素化。

午前11時から12時まで。

テーマ3、繁殖農家の支援、国産牛所得拡大。

午後1時から1時50分まで。

テーマ4、森林・林業木材産業支援、中山間地域における災害復旧。

午後3時から3時50分まで。

以上、意見交換を行いました。

なお、詳しい内容については、お手元に配付してありますので参考にさせていただきたいです。

高千穂町は、農業従事者の減少と高齢化が急速に進行しております。

棚田の維持管理は60代後半から80代前半の方々为主です。草刈り作業が困難、農業機械の高騰など、経営面と労働力不足が課題となっています。

今後の高千穂町農業は、若者が兼業農家経営をしながら、棚田保全のできる環境づくりが必要です。

国や県、また、町独自の事業で、行政、JA、地域が一体となり、10年後の中山間地が生き残れる施策が早急に望まれます。

以上、行政報告といたします。

総務産業常任委員会副委員長、馬原英治です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、文教厚生常任委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表、藤田利廣議員、登壇願います。

○総務産業常任副委員長（藤田 利廣議員） 文教厚生常任委員会行政報告をいたします。

高千穂町議第41条の規則により、令和6年度文教厚生常任委員会行政報告をいたします。

令和7年4月21日月曜日から23日水曜日の2泊3日で、文教厚生委員会5名（欠席1名）、行政1名、1日目、岐阜県岐阜市司町みんなの森ぎふメディアコスモス、2日目、1か所目、名古屋市北区名城にあるメタウォーター下水道科学館なごや、2か所目、尾張一宮駅前ビル（iビル）の3か所を視察研修した。

この視察研修先を決めた理由としては、今、本町でまちづくり構想、また、上下水道、将来的を見据えて予測したことと、1月に埼玉県に発生した下水道事故などあり、本町が抱えておるこれから先の下水道、まちづくり、総合併施設を研修する必要があるのではないかと検討したところであります。

まず、1日目のみんなの森の選定した理由としましては、岐阜市協働のまちづくり指針において、協働とは、市民と市民が、市民と行政それぞれの持つ特性を生かしながら、補完し合い協力し合い、社会的課題の解決に当たることと記され、地域の共通課題解決のために行う行動プロセスそのものが、まちづくりであり社会貢献活動であるといえます。

施設の理念は、「根から知を、枝葉でふれあい花さかせ、明日への種を創り育む」であり、キャッチフレーズは、「ひとりでフムフム、あなたとドキドキ、みんなでワイワイ」であり、このような施設を研修していくことが大事と考慮した。

「フムフム」エリア、知の拠点は、とても図書館で読書、調査して学ぶことができる。最新の知識、情報から、先人の知恵や経験の宝庫、市立中央図書館（図書70万冊等々あり）、学びが

いつでもできるエリアでした。

「ドキドキ」エリア、文化の拠点、芸術・文化のふれあい空間、芸術・文化活動の発表の場があり、230席利用のホールと広場などのふれあい空間であり、市民の憩いの場が中心部にありました。

ホールギャラリーシステムでは、「ワイワイ」エリアの拠点、様々なまちづくり活動、絆の拠点にはもちろん、人と人との情報の交流空間とした取組をした活躍する活動支援センター多文化交流プラザがあり、市民の活動支援交流センターでは、知る、楽しむ、育てる、創造する、様々なところで市民とまた組織の関わりがあり、ショップ、カフェ、レストラン、有料駐車場等々あり、市民のサービスが1か所でできる融合施設であり、本町がこれからまちづくりを行うに当たり、いろいろな職種の方々の意見を取り入れ、町民によりよいサービスができるまちづくりができるものと感じました。

次に、研修先に行く折に、高千穂町でも検討していく必要があると思われ、電気自動運転バス（原則予約制、運賃無料）のバスに乗車体験ができ、岐阜駅から市役所までの中心部ルート12便が運行されており、市民の足として活用されていました。

岐阜駅から川原町や岐阜公園などの観光地を周遊する観光ルート3便があり、空席のあるときは予約なしで乗車されていて、観光地を周遊し観光地を盛り上げていく、また、市民の足、これから先、これからの高千穂町でも観光客をシャトルバスに代わり利用できるのではないかと思い、乗車しました。

高千穂町でもシャトルバスを運行していますが、このような魅力あるバスがいつでも走っているのが見られ、また、乗車ができ、よい経験でした。高千穂町でもこのような観光地を、魅力的なPRにはもってこいの車です。

2日目、1か所目、愛知県名古屋市北区にある、メタウォーター下水道館水道科学館なごやに視察研修に行きました。研修の目的は、これから本町も下水道など関わることが多いと思われる。また、埼玉県であった下水道陥落事故などあり、視察研修先に決めました。

暮らしと下水道、下水処理の仕組み、下水管の維持管理、災害への備え、下水道の歴史と未来の5つのゾーンに分かれていて、下水道の仕組みや役割について分かりやすく解説しており、子供から大人まで楽しく下水道の大切さが学べる施設でありました。

下水道の点検、作業の仕組み、下水道ができ100年、下水道の歩みを市民に理解していただく、家庭から出た汚れた水が下水道を通り処理され、最後に資材（セメント材）肥料などになる仕組みが、子供から大人にまで体験トレーニングができる施設を研修ができるなど、市民の生活に戻るサイクロン方法などが展示しており、これから先、高千穂でも下水道の処理が大きく行政それぞれ関わりが多くなってくると思われます。

このときに、今回、文教厚生委員会で視察研修したこと、大きな関わりになります。大変な作業をこと細かく説明をいただきました。

2か所目、尾張一宮駅前ビル（iビル）の視察研修をしました。

視察研修の目的としては、複合施設であり、複合施設の建設、経過、子育て地域間交流の拠点としての効果を現地視察研修して、高千穂でもこれからのまちづくりに生かせないか検討してみたい考えからであり、当初の考えとは大きな違いがあり、ただただ驚きの連続であり、規模の大きさ、施設であり、同じビルの中には、図書館、子育て支援センター、市民活動支援センター、多目的ホール、イベント広場など多様の機能を導入したことにより、都市機能、集客機能が向上し、中心街地の新たな交流の生まれる、にぎわいの空間を創出していました。

用途に応じ最新の工夫がなされており、中央の子育て支援センターでは、親子で遊んだり、業者同士で交流したり、相談、情報の提供など、入り口にはショッピングモールもあり、弁当、食事をするところもあり、親のリフレッシュを図るために子供一時預かり施設も併設しており、土日祝日でも利用できる施設であり、サポート人員、ボランティアなど、上手なフットワークで回転していた、まちづくりの基本であると考えられます。

このようになった経緯は、平成16年度より、駅前ビル構想（案）施設計画、ホテル事務所などの商業、事業施設（民間施設）に関する事業収支シミュレーション等の検討を行ってきた施設であり、未来につながる施設であり、このようなライフワークのアンケートで決まって、ヒアリングを重ねて決まりました。

愛称について、市政90周年記念事業として、募集98件から選ばれたiは、一宮の頭文字で、「愛」、「和（i）」という意味があり、情報のインフォメーションの発信基地と連想でも、みんなに愛され、親しまれる空間になってほしいとの思いが込められています。

施設構成、構想は、平成16年度市民アンケート及び市街地活性化推進協議会の意見を踏まえて、駅ビル構想（案）決定後、平成17年度に上記の構想（案）及び民間事業者のヒアリングの結果を踏まえて施設内容の検討を行い、施設構想（基本パターン）を設定したことにより、市民の意見を取り入れ、構築されています。

今回の視察研修では、幾つかの共通している点があり、高千穂町でも今抱えていることにもいえると思われます。町民の意見はどのように反映、判断をして、物事に対して対応していく必要があると感じました。

高千穂町独自の複合施設で、多用途にできる交通利便性やにぎわいを生かして、開放的な空間が特徴あるイベントを行い、各種の活動発表の場があればと感じ、これからの高千穂の事業計画に生かさせていただきたい。

1日目、行政調査に対して対応していただいた、岐阜市市議会議長様をはじめ岐阜市立図書館

館長、長尾様、2日目、1か所目、名古屋メタウォーター下水道科学館、リーダー杉浦様、2か所目、尾張一宮駅前ビル（iビル）担当者、清水事務局長様、大変お世話になりました。

この行政調査で学んだことを、今後、事業等に検討、実施していきたいと考えます。御協力ありがとうございました。

以上で、文教厚生委員会行政調査報告といたします。

令和7年6月9日、文教厚生常任委員会副委員長、藤田利廣。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、議員派遣調査報告を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後0時12分散会
